

農業委員会第33回総会議事録

1. 日 時 令和8年3月13日（金）午前10時00分～午前11時15分

2. 場 所 鈴鹿市役所 本館12階 1201会議室

3. 出席委員（19人）

会長 鈴木 秀	会長職務代理者 森田 昭則	
1番 前田 和幸	2番 間崎 孝至	3番 桐生 五郎
4番 渥美 利男	5番 打田 光橋	6番 浦川 広巳
7番 山中 進	8番 阪田 泰久	9番 市川 正之
10番 舘 宣一	12番 平子 伸	13番 稲田 利幹
14番 上田 みね子	15番 豊田 栄美子	16番 大野 久美子
17番 小林 登志樹	19番 鈴木 啓之	

4. 事務局

農業委員会事務局 中西次長、坂総務GL、吉村農地GL、今村、森
農林水産課 野田農政GL

5. 議事

第1 第1号議案	農地法第3条の規定による許可申請について（所有権）
第2号議案	農地法第3条の規定による許可申請について（貸借権）
第3号議案	農地法第4条の規定による許可申請について
第4号議案	農地法第5条の規定による許可申請について（所有権）
第5号議案	農地法第5条の規定による許可申請について（貸借権）
第6号議案	買受適格証明願について（農地法第3条）
第7号議案	農用地利用集積等促進計画について
第8号議案	農用地利用集積等促進計画取消の承認について

- 報告事項第1号 農地法第18条第6項の規定による通知書について
- 報告事項第2号 使用貸借契約の解約について
- 報告事項第3号 農地法第3条の3の規定による届出について（相続等届出）
- 報告事項第4号 農地法第4条の規定による届出について
- 報告事項第5号 農地法第5条の規定による届出について（所有権）
- 報告事項第6号 農地法第5条の規定による届出について（貸借権）
- 報告事項第7号 非農地証明願いについて
- 報告事項第8号 時効取得による移転について
- 報告事項第9号 取下願・取消願の承認について
- 報告事項第10号 農地法第6条第1項の規定に基づく農地所有適格法人の定期報告について

第2 特定農地貸付の承認申請について

6. 会議の概要

事務局

ただ今より、鈴鹿市農業委員会第33回総会を開会いたします。開会にあたりまして、鈴木会長よりご挨拶をお願いいたします。

会長（挨拶）

事務局

鈴木会長、ありがとうございました。引き続き、総会の議事進行よろしくお願いいたします。

議長（会長）

お手元の事項書に従いまして、議事を進めてまいります。

まず、開会にあたりまして、本日の農業委員会第33回総会は、委員の過半数が出席しておりますので、農業委員会等に関する法律第27条第3項の規定により、本総

会が成立しましたことを報告申し上げます。また、議事録署名者を議席番号第 12 番平子伸委員、議席番号第 19 番鈴木啓之委員にお願い申し上げます。

それでは、議事第 1 第 1 号議案 農地法第 3 条の規定による許可申請の所有権について、事務局より説明いたします。

事務局

第 1 号議案 農地法第 3 条の規定による許可申請の所有権について説明いたします。議案書 1 ページをご覧ください。

まず、1 の 203 番は国府地区、申請地は国府町地内、登記地目・現況地目とも畑、面積は 82 m²です。取得後は野菜を栽培するとの申請です。なお、新規営農者面接の対象者ですが、地区委員会において健康面等特に問題ないことを確認いただいております。

続きまして、1 の 204 番は国府地区、申請地は国府町地内、登記地目・現況地目とも畑が 2 筆、面積は合計で 130 m²です。取得後は野菜を栽培するとの申請です。なお、新規営農者面接の対象者ですが、耕運機、草刈り機を所有しており、地区委員会においても、健康面等特に問題ないことを確認いただいております。

続きまして、1 の 208 番は国府地区、申請地は八野町地内、登記地目・現況地目とも田、面積は 750 m²です。取得後は水稻を栽培するとの申請です。

続きまして、1 の 209 番は国府地区、申請地は八野町地内、登記地目・現況地目とも田が 2 筆、合計面積は 534 m²です。取得後は水稻及び野菜を栽培するとの申請です。

続きまして、1 の 213 番は国府地区、申請地は国府町地内、登記地目・現況地目とも畑、面積は 132 m²です。取得後は水稻及び野菜を栽培するとの申請です。なお、新規営農者面接の対象者ですが、耕運機を所有しており、地区委員会においても、健康面等特に問題ないことを確認いただいております。

続きまして、3 の 207 番は加佐登地区、申請地は高塚町地内、登記地目・現況地目ともに畑が 3 筆、登記地目・現況地目ともに田が 4 筆、登記地目・田、現況地目・畑が 1 筆、合計面積は 4,916 m²です。取得後は水稻及び野菜を栽培するとの申請です。

続きまして、4 の 202 番は牧田地区、申請地は弓削町地内、登記地目・田、現況地目・畑、面積は 1,684 m²です。取得後は水稻及び大豆を栽培するとの申請です。

続きまして、5 の 197 番は石薬師地区、申請地は上野町地内、登記地目・現況地目ともに田、面積は 961 m²です。取得後は米を栽培するとの申請です。

続きまして、7 の 211 番は稲生地区、申請地は稲生四丁目地内、登記地目・現況地目とも畑、面積は 343 m²です。取得後は野菜を栽培するとの申請です。なお、高齢者面接の対象者ですが、地区委員会において健康面等特に問題ないことを確認いただいております。

続きまして、10 の 206 番は一ノ宮地区、申請地は池田町地内、登記地目・現況地目とも畑、面積は 679 m²です。取得後は野菜を栽培するとの申請です。なお、高齢者面

接の対象者ですが、地区委員会において健康面等特に問題ないことを確認いただいております。

続きまして、10の219番は一ノ宮地区、申請地は北長太町地内、登記地目・現況地目とも田、面積は1,748㎡です。取得後は水稻を栽培するとの申請です。

続きまして、11の200番は箕田地区、申請地は上箕田町地内、登記地目・現況地目とも田、面積は3,329㎡です。取得後は水稻を栽培するとの申請です。

続きまして、11の218番は箕田地区、申請地は林崎一丁目地内、登記地目・現況地目とも畑、面積は187㎡です。取得後は野菜を栽培するとの申請です。なお、新規営農者面接の対象者ですが、耕運機、草刈り機を所有しており、地区委員会においても健康面等特に問題ないことを確認いただいております。

続きまして、11の220番は箕田地区、申請地は南林崎町地内、登記地目・現況地目とも田が3筆、合計面積は6,801㎡です。取得後は水稻を栽培するとの申請です。

続きまして、11の222番は箕田地区、申請地は林崎町地内、登記地目・現況地目とも田、面積は2,580㎡です。取得後は果樹を栽培するとの申請です。

続きまして、12の210番は玉垣地区、申請地は岸岡町地内、登記地目・現況地目とも田、面積は1,326㎡です。取得後は水稻を栽培するとの申請です。

続きまして、13の199番は若松地区、申請地は北若松町地内、登記地目、現況地目とも田、面積は1,242㎡です。取得後は水稻・小麦を栽培するとの申請です。

続きまして、13の212番は若松地区、申請地は若松西一丁目地内、登記地目、現況地目とも畑、面積は1,182㎡です。取得後は果樹を栽培するとの申請です。

続きまして、13の214番は若松地区、申請地は若松北一丁目地内、登記地目、現況地目とも畑、面積は36㎡です。取得後は、野菜を栽培するとの申請です。

続きまして、13の215番は若松地区、申請地は若松北一丁目地内、登記地目、現況地目とも畑、合計面積は247㎡です。取得後は、野菜を栽培するとの申請です。

続きまして、13の216番は若松地区、申請地は若松北一丁目地内、登記地目、現況地目とも畑、面積は33㎡です。取得後は、野菜を栽培するとの申請です。

続きまして、13の217番は若松地区、申請地は若松北一丁目地内、登記地目は田、現況地目は畑、面積は406㎡です。取得後は、野菜を栽培するとの申請です。

続きまして、18の221番は井田川地区、申請地は西富田町地内、登記地目は田、現況地目は畑が3筆、登記地目・現況地目とも田が2筆、合計面積は889㎡です。取得後は、水稻を栽培するとの申請です。なお、新規営農者面接の対象者ですが、田植え機、コンバイン、農用自動車を所有しており、トラクターも導入予定です。また、地区委員会においても健康面等特に問題ないことを確認いただいております。

続きまして、21の198番は深伊沢地区、申請地は深溝町地内、登記地目は田、現況地目は畑、面積は3,125㎡です。取得後は、植木を栽培するとの申請です。

続きまして、21の205番は深伊沢地区、申請地は深溝町地内、登記地目・現況地目

とも田、面積は3,158㎡です。取得後は、水稻を栽培するとの申請です。

以上、申請件数は25件、いずれの案件につきましても、耕作放棄地はなく、農作業への従事要件、地域との調和要件など、農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件の全てを満たしていると考えます。また、書類審査及び地区委員会による審査の結果、申請については特に問題のないものと判断していますので、ご審議のほど宜しくお願いいたします。

議長（会長）

ただ今、事務局から説明がありました第1号議案につきまして、何かご意見ご異議ございませんか。

議長（会長）

別段無いようでございますので、第1号議案は全員賛成で承認といたします。

続きまして、第2号議案 農地法第3条の規定による許可申請の貸借権について、事務局より説明いたします。

事務局

第2号議案 農地法第3条の規定による許可申請の貸借権について説明いたします。議案書5ページをご覧ください。

まず、1の24番は国府地区、申請地は国府町地内、登記地目・現況地目とも田、面積は2,609㎡です。取得後は、水稻を栽培するとの申請です。なお、新規営農者面接の対象者ですが、家族が所有しているトラクター、耕運機、田植え機、コンバイン、農用自動車を借り、農業経験者である家族から指導を仰ぐ予定です。また、地区委員会においても健康面等特に問題ないことを確認いただいております。

続きまして、1の25番は国府地区、申請地は国府町地内、登記地目・現況地目とも畑、面積は439㎡です。取得後は、野菜を栽培するとの申請です。なお、新規営農者面接の対象者ですが、家族が所有している耕運機を借り、農業経験者である家族から指導を仰ぐ予定です。また、地区委員会においても健康面等特に問題ないことを確認いただいております。

続きまして、1の26番は国府地区、申請地は国府町地内、登記地目・現況地目とも畑、面積は430㎡です。取得後は、野菜を栽培するとの申請です。なお、新規営農者面接の対象者ですが、家族が所有している耕運機を借り、農業経験者である家族から指導を仰ぐ予定です。また、地区委員会においても健康面等特に問題ないことを確認いただいております。

続きまして、3の28番は加佐登地区、申請地は高塚町地内、登記地目・現況地目とも畑、面積は2,320㎡です。取得後は、花木を栽培するとの申請です。なお、新規営農者面接の対象者ですが、家族が所有しているトラクター、耕運機、田植え機、コンバイン、農用自動車を借り、農業経験者である家族から指導を仰ぐ予定です。また、地区委員会においても健康面等特に問題ないことを確認いただいております。

続きまして、21の27番は深伊沢地区、申請地は三畑町地内、登記地目・現況地目とも畑、面積は1,120㎡です。取得後は、花木を栽培するとの申請です。なお、新規営農者面接の対象者ですが、家族が所有している耕運機、農用自動車を借り、農業経験者である家族から指導を仰ぐ予定です。また、地区委員会においても健康面等特に問題ないことを確認いただいております。

以上、申請件数は5件、耕作放棄地はなく、農作業への従事要件、地域との調和要件など、農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件の全てを満たしていると考えます。

また、書類審査及び地区委員会による審査の結果、申請については特に問題のないものと判断していますので、ご審議のほど宜しくお願いいたします。

議長（会長）

ただ今、事務局から説明がありました第2号議案につきまして、何かご意見ご異議ございませんか。

議長（会長）

別段無いようでございますので、第2号議案は、全員賛成で承認いたします。

続きまして、第3号議案 農地法第4条の規定による許可申請について、事務局より説明いたします。

事務局

第3号議案 農地法第4条の規定による許可申請について説明いたします。

議案書6ページ、及び位置図の1ページ目をご覧ください。

まず、16の22番は、天名地区、申請地は徳田町地内、登記地目は田、現況地目は畑、面積は169㎡です。申請内容は、当該地を駐車場用地とするものです。申請人は近隣に居住しており、自宅の駐車場が不足していることから申請するものです。農地区分は、第2種農地と判断されます。

続きまして、21の23番は、深伊沢地区、申請地は三畑町地内、登記地目は畑、現況地目は畑及び一部宅地、面積は1,802㎡です。申請内容は、当該地を農業用施設用地とするものです。申請者は、農業体験施設としてイチゴ園を運営しており、作業用ハウス、来園者駐車場及び農業用倉庫用地として使用するため申請するものです。農地区分は、第1種農地と判断されます。第1種農地につきましては、原則として許可しない農地ですが、農業用施設に該当するため、例外的に許可し得るものと考えています。なお、申請人は、平成21年ごろよりハウスの建築及び駐車場を整備しており、また昭和54年ごろに農業用倉庫を建築している始末書も添付されておりますことから、これを追認するものです。

続きまして、23の24番は、庄内地区、申請地は西庄内町地内、登記地目・現況地目とも畑、合計面積は641㎡です。申請内容は、当該地を農家住宅用地とするものです。農地区分は、第2種農地と判断されます。

以上、申請件数は3件、農地法第4条第6項各号には該当しないため、許可要件の全てを満たしていると考えます。また、書類審査及び地区委員会による審査の結果、申請については特に問題のないものと判断していますので、ご審議のほど宜しく願いいたします。

議長（会長）

ただ今、事務局から説明がありました第3号議案につきまして、何かご意見ご異議ございませんか。

議長（会長）

別段無いようでございますので、第3号議案は、全員賛成で承認といたします。

続きまして、第4号議案 農地法第5条の規定による許可申請の所有権について、事務局より説明いたします。

事務局

第4号議案 農地法第5条の規定による許可申請の所有権について説明いたします。議案書7ページ、及び位置図の続き4ページ目をご覧ください。

まず、1の171番は国府地区、申請地は国府町地内、登記地目・現況地目とも畑、面積は177㎡で、一体利用地を含む事業面積は1,036㎡です。申請内容は、太陽光パネル設置用地とするものです。パネル設置面積は、479㎡です。農地区分は、第2種農地と判断されます。

続きまして、1の172番は国府地区、申請地は国府町地内、登記地目・現況地目とも畑、面積は504㎡です。申請内容は、当該地を農家住宅用地とするものです。農地区分は、第2種農地と判断されます。

続きまして、6の156番は白子地区、申請地は白子町地内、登記地目・現況地目とも田が5筆、登記地目・畑、現況地目・田が1筆、登記地目・山林、現況地目・田が3筆、合計面積は4,198㎡です。申請内容は、当該地を資材置場用地とするものです。申請者は、不動産等の売買、土木建築工事の設計、監理、施工などを営んでおり、資材置場が不足していることから当該地を資材置場用地として使用するため申請するものです。農地区分は、第2種農地と判断されます。

続きまして、9の167番は河曲地区、申請地は須賀一丁目地内、登記地目・現況地目とも田が1筆、登記地目は田、現況地目は畑が2筆、合計面積は1,086㎡です。申請内容は、当該地を資材置場用地とするものです。申請者は、土木工事業を営んでおり、受注量増加に伴い現在貸借している資材置場では不足していることから当該地を資材置場用地として使用するため申請するものです。農地区分は、第2種農地と判断されます。

続きまして、9の170番は河曲地区、申請地は国分町地内、登記地目・現況地目とも田、面積は737㎡です。申請内容は、当該地を太陽光パネル設置用地とするものです。パネル設置面積は、442.4㎡です。農地区分は、第2種農地と判断されます。

続きまして、12の165番は玉垣地区、申請地は土師町地内、登記地目は田、現況地目は雑種地、面積は692㎡です。申請内容は、当該地を駐車場用地とするものです。申請者は、ゴミの回収業を営んでおり、現在の駐車場を返還することとなったため、事務所及び倉庫から近い当該地を駐車場用地として使用するため申請するものです。農地区分は、第2種農地と判断されます。

続きまして、13の168番は若松地区、申請地は若松西一丁目地内、登記地目・現況地目とも畑が1筆、登記地目は畑、現況地目は宅地が1筆、登記地目は田、現況地目は雑種地が1筆、合計面積は151㎡です。申請内容は、当該地を農業用倉庫・農用車の駐車場用地として転用するものです。農地区分は、第2種農地と判断されます。なお、申請人は、昭和年月不詳より鍼灸診療所の駐車場及び農業用倉庫として使用している始末書も添付されておりますことから、これを追認するものです。

続きまして、15の166番は栄地区、申請地は郡山町地内、登記地目・現況地目とも田が2筆、登記地目・現況地目とも畑が3筆、合計面積は1,386㎡です。申請内容は、当該地を太陽光パネル設置用地として転用するものです。パネル設置面積は、434.4㎡です。農地区分は、第2種農地と判断されます。

以上、申請件数は8件、農地法第5条第2項各号には該当しないため、許可要件の全てを満たしていると考えます。また、書類審査及び地区委員会による審査の結果、申請については特に問題のないものと判断していますので、ご審議のほど宜しく願います。

議長（会長）

ただ今、事務局から説明がありました第4号議案につきまして、何かご意見ご異議ございませんか。

豊田委員

農家住宅の要件を教えてください。

事務局

1,000平方メートル以上、年間60日以上耕作が、都市計画上の要件となります。

議長（会長）

他にございませんか。別段無いようでございますので、第4号議案は、全員賛成で承認いたします。

続きまして、第5号議案 農地法第5条の規定による許可申請の貸借権について、事務局より説明いたします。

事務局

第5号議案 農地法第5条の規定による許可申請の貸借権について説明致します。議案書10ページ、及び位置図の続き12ページ目をご覧ください。

22の40番は鈴峰地区、申請地は伊船町地内、登記地目・現況地目とも畑、面積は426㎡です。申請内容は、当該地を分家住宅用地として転用するものです。農地区分

は、第1種農地と判断されます。第1種農地につきましては、原則として許可しない農地ですが、申請地は、既存集落に接続しているため、例外的に許可し得るものと考えています。

以上、申請件数は1件、農地法第5条第2項各号には該当しないため、許可要件の全てを満たしていると考えます。また、書類審査及び地区委員会による審査の結果、申請については特に問題のないものと判断していますので、ご審議のほど宜しく願います。

議長（会長）

ただ今、事務局から説明がありました第5号議案につきまして、何かご意見ご異議ございませんか。

議長（会長）

別段無いようでございますので、第5号議案は全員賛成で承認といたします。

続きまして、第6号議案 買受適格証明願について、事務局より説明いたします。
事務局

第6号議案 買受適格証明願について説明致します。本件は、津地方裁判所の競売により、議案書記載の土地に対して農地法第3条許可の買受適格証明願が提出されましたので、農地法第3条の規定による許可申請について説明するものです。

5の1番について説明いたします。申請地は、石薬師地区、上野町地内、登記地目・山林、現況地目・畑、面積は1,121㎡です。取得後は果樹を栽培するとの申請です。

5の2番について説明いたします。申請地は、石薬師地区、上野町地内、登記地目・現況地目ともに畑が2筆、登記地目・山林、現況地目・畑が1筆、合計面積は、2,143㎡です。取得後は果樹を栽培するとの申請です。

5の3番について説明いたします。申請地は、石薬師地区、上野町地内、登記地目・現況地目ともに畑が1筆、登記地目・山林、現況地目・畑が1筆、合計面積は、4,434㎡です。取得後は果樹を栽培するとの申請です。

なお、本件についてご承認いただきましたら、買受適格証明書を交付いたします。その後、落札決定を証する書類が提出され、農業委員会の会長が当該証明書の交付時と事情が異なっていると認めた場合を除き、すみやかに許可書の交付を行います。ご審議のほど、よろしく願います。また、許可書交付の際には改めて農地法許可申請についてご承認いただくことはございませんので、ご承知おき願います。

また、本件につきましては競売による入札となりますので、申請件数及び入札者の個人情報等については、特に守秘義務を厳守していただきますよう、宜しく願います。

議長（会長）

ただ今、事務局から説明がありました第6号議案につきまして、何かご意見ご異議ございませんか。

森田委員

新規営農ではないのですか。

事務局

新規営農ではないです。ただし、高齢者面接は受けています。

議長（会長）

他にございませんか。別段無いようでございますので、第6号議案は全員賛成で承認いたします。

続きまして、第7号議案 農用地利用集積等促進計画についてでございます。別冊の農用地利用集積等促進計画案の31ページ150番は、〇〇委員に関連する案件となりますので、農業委員会等に関する法律第31条第1項の規定により〇〇委員の退席を求めます。

（〇〇委員 退席）

それでは、議案について、事務局より説明いたします。

事務局

第7号議案 農用地利用集積等促進計画について、A4横別冊の農用地利用集積等促進計画案により説明します。

計画書31ページをお開きください。150番は、庄内地区で使用貸借です。

農地中間管理事業の推進に関する法律第18条第3項の規定により、農地中間管理機構が促進計画を策定する場合は、農業委員会の意見を聴かなければならないとされていることから、意見の聴取について照会がありました。書類審査及び地区委員会の審査の結果、計画書の内容について特に問題のないものと判断しておりますので、ご審議のほどよろしくお願い致します。

議長（会長）

ただ今、事務局から説明がありました議案につきまして、何かご意見ご異議ございませんか。

議長（会長）

別段無いようでございますので、この議案は全員賛成で承認いたします。

それでは、〇〇委員の着席を求めます。

（〇〇委員 着席）

引き続き、残りの第7号議案につきまして、事務局より説明いたします。

事務局

計画書1ページ目をお開きください。1ページは国府地区です。1番から5番は、10a当たり米25kgの賃貸借と使用貸借です。

2ページと3ページは加佐登地区です。6番から17番は、10a当たり20,000円の賃貸借と使用貸借です。

4ページから5ページは牧田地区です。18番から26番は、10a当たり米10kgから

45kg と 10a 当たり 15,000 円の賃貸借です。

6 ページは石薬師地区です。27 番と 28 番は、使用貸借です。

7 ページは、白子地区です。29 番は、10a 当たり米 20kg の賃貸借です。

8 ページは、稲生地区です。30 番から 32 番は、10a 当たり 3,300 円の賃貸借です。

9 ページから 14 ページは飯野地区です。33 番から 68 番は、10a 当たり米 14kg から 50kg の賃貸借と使用貸借です。

15 ページは河曲地区です。69 番と 70 番は、使用貸借と 10a 当たり 15,000 円の賃貸借です。

16 ページから 17 ページは一ノ宮地区です。71 番から 79 番は、使用貸借と 10a 当たり米 25kg と 2 筆で米 180kg の賃貸借です。

18 ページは箕田地区です。80 番から 85 番は、10a 当たり米 25kg から 50kg と 1 筆で米 30kg の賃貸借です。

19 ページから 20 ページは玉垣地区です。86 番から 93 番は、10a 当たり米 10kg から 50kg の賃貸借と使用貸借です。

21 ページと 22 ページは若松地区です。94 番から 103 番は、10a 当たり米 2kg から 80kg の賃貸借です。

23 ページは久間田地区です。104 番から 108 番は、10a 当たり 10,000 円の賃貸借と使用貸借です。

24 ページと 25 ページは椿地区です。109 番から 116 番は、使用貸借です。

26 ページから 28 ページは深伊沢地区です。117 番から 136 番は、使用貸借と 10a 当たり 5,000 円と 10,000 円、3 筆で 25,000 円と 3 筆で 26,000 円、うち 2 筆は鈴峰地区の賃貸借です。

29 ページと 30 ページは鈴峰地区です。137 番から 149 番は、使用貸借と 2 筆で 140,000 円、3 筆で 26,000 円、うち 1 筆は深伊沢地区の賃貸借です。

31 ページは庄内地区で、冒頭でご説明いたしました。

以上、ご審議のほど、よろしくお願ひします。

議長（会長）

ただ今、事務局から説明がありました第 7 号議案につきまして、何かご意見ご異議ございませんか。

議長（会長）

別段無いようでございますので、第 7 号議案は全員賛成で承認いたします。

続きまして、第 8 号議案 農用地利用集積等促進計画取消の承認について、事務局より説明いたします。

事務局

第 8 号議案 農用地利用集積等促進計画取消の承認について説明致します。

1 件目の地区は若松地区で、承認総会は令和 7 年 7 月です。申請の種類は、賃貸借

権の設定です。取消理由は、重複申請で、すでに6月総会で承認をいただいています。

次は、久間田地区で、承認総会は令和7年8月です。申請の種類は、使用貸借権の設定です。取消理由は、重複申請で、すでに7月総会で承認をいただいています。

どちらの案件もすでに総会で承認されていますので、7月と8月総会の申請につきましては取り消しさせていただきます。以上、ご審議のほど、よろしく申し上げます。

議長（会長）

ただ今、事務局から説明がありました第8号議案につきまして、何かご意見ご異議ございませんか。

議長（会長）

別段無いようでございますので、第8号議案は全員賛成で承認といたします。

続きまして、報告事項に移らせていただきます。報告事項第1号から第9号につきまして一括して事務局より説明いたします。

事務局（議案書説明）

議長（会長）

ただ今、事務局から説明がありました報告事項第1号から第10号の案件は、すべて書類内容等も完備しておりますので、報告といたします。

報告事項につきまして、ご質問等ございませんか。

議長（会長）

別段無いようでございますので、報告事項を終了します。

続きまして、議事第2 特定農地貸付の承認申請について、事務局より説明いたします。

事務局

特定農地貸付けに関する農地法等の特例に関する法律に基づく、特定農地貸付けの申請、いわゆる「ふれあい農園」の開設について、ご説明します。お手元の資料をご覧ください。

まず、特定農地貸付けについてご説明させていただきます。資料1の「特定農地貸付けに関する農地法等の特例に関する法律」の概要をご覧ください。1の趣旨をご覧ください。法律の趣旨は、趣味的な利用を目的とした農地の貸付けについて、農地法等に関する特例措置で、市民農園（ふれあい農園）を開設し、利用者に貸し付けるための法律です。

2の(1)をご覧ください。特定農地貸付けは、次に掲げる要件に該当するものをいいます。一つ目は、10アール未満の農地の貸付けで相当数の者を対象として定型的条件で行われること。二つ目は営利を目的としない農作物の栽培の用に供するための農地の貸付けであること。三つ目は、貸付期間が5年を超えないこと。となっております。

(3)の①をご覧ください。この特定農地貸付けを行おうとするときは、農業委員

会の承認が必要になっております。

農業委員会の申請に対する承認要件としましては、周辺の地域における農用地の農業上の効率的かつ総合的な利用を確保する見地からみて農地が適当な位置にある等、一定の要件に該当する場合は承認いただくこととなっております。

では、今回のふれあい農園の開園の申請の内容についてご説明いたします。申請者は農地所有者、〇〇〇〇さん。申請農地は稲生一丁目 3-21 です。面積は 251 m²、6 区画に分け、登記地目は畑、現況地目は畑です。特定農地貸付規定並びに特定農地貸付の用に供する農地の位置図は資料のとおりです。今回の申請につきましては、農業委員会の承認要件に該当しており、また、ふれあい農園に関する貸付規程についても適当であると考えられます。なお、地区委員会では既にご審議いただき承認されております。

以上、ご審議のほど、宜しくお願いします。

議長（会長）

ただ今、事務局から説明がありました議事第 2 につきまして、何か、ご意見ご異議ございませんか。

鈴木啓之委員

駐車場はどうなっているのですか。

事務局

農地と道路の接続部分に駐車スペースがあります。

議長（会長）

他にございませんか。別段無いようでございますので、議事第 2 は、全員賛成で承認いたします。

以上で、本日の議事は、すべて終了いたしました。